

令和6年度
茨城県アーチェリー協会
定 時 総 会

令和6年4月14日（日）13時開会

於 笠松運動公園スイミングアリーナ多目的室

令和6年度総会次第

1 開会

2 議事

(1) 活動方針案（別紙1）

①規約などの整備について

②運営組織と活動について

③スポーツ傷害保険について

(2) 議案

第一号議案 令和5年度事業報告書の承認を求める件

第二号議案 令和5年度収支決算書の承認を求める件

監査報告

第三号議案 令和6年度の事業予定の承認を求める件

第四号議案 令和6年度収支予算書の承認を求める件

第五号議案 役員改選

第六号議案 規約の改正

3 その他

4 閉会

第一号議案 令和5年度事業報告 別紙2

第二号議案 令和5年度収支決算書 別紙3

第三号議案 令和6年度の事業予定

1 会 議

(1) 総会 令和6年4月14日(日)に開催する。

(2) 理事会

理事長が招集し、原則として毎月一回開催する。その際、必要に応じて理事長は理事以外の者を理事会に参加させることができる。

議事録は、会長または理事長が特に指定した事項を除き、原則としてその要旨を会員に公開する。

2 会費等

茨城県アーチェリー協会規約第8条に定める会費等は別紙4のとおりとする。

3 競技活動

(1) 茨城県内(協会主管競技含む)の競技活動は別紙5に基づき実施する。

ただし、会場都合、天候、上部団体等による調整など、合理的理由による日程等の変更は、理事会において協議の上で会員に周知することを条件として調整を認めるものとする。

(2) 国民スポーツ大会茨城県大会および関東ブロック大会への選手選考について

標記の件については、別紙6に定める方式により選考する。

ただし、少年の部の選考については上記の定めにかかわらず高体連が定める基準によるものとする。

(3) その他競技活動について

本協会に競技等の開催案内が届き次第、会員に周知するとともに、必要により会員の参加について取りまとめるものとし、その方法は事務局が定めるものとする。

4 普及活動

(1) スポーツ教室

例年は笠松運動公園主催体験教室および初心者教室として行っていた2つの事業を統合・再構成して3日間を一クールとするスポーツ教室とする。その第1クールを令和6年5月25日、同6月1、2日、第2クールを令和6年9月14、21、22日に実施する。本協会は笠松運動公園と共同して実施する。

その詳細は強化及び普及部が協力して定める。

(2) その他普及活動

会員拡大に努めるものとし、詳細は普及部が定める。

5 強化学業関係活動

以下の事業等を実施する。必要な事項は強化部が定める。

- (1) 国民スポーツ大会等参加
- (2) ジュニア発掘と育成
- (3) 強化練習および関連講習会

6 広報

(1) アーチェリーの普及および会員拡大に寄与するとともに会員間の情報共有の媒体として活用するため、協会ホームページを活用するものとし、必要な予算を計上する。

(2) 茨城県および笠松運動公園ならびに県内市町村の広報など、公的メディアの活用を研究するとともに可能であれば積極的な活用を図るものとする。

7 公認指導員養成

危機的状況にある協会の公認指導者を育成するため、令和5年度に引き続き養成講習会に会員が参加することを支援するものとし、必要な調整（補助の実施を含む）を行う。会員へは詳細を別途周知する。

8 関東連盟関係競技

令和6年9月28、29日に全日本社会人フィールド選手権大会、同11月9、10日には関東高校アーチェリー選抜大会の開催が予定されている。本協会はこれを支援するため役員の派遣など必要な協力を行うものとする。

9 留意点

会員はその経験とアーチェリーに係る技量並びに知見と能力等を、各人の私
的生活との均衡を保てる範囲において、2024年度の協会活動に対し貢献す
るよう努めるものとする。

その際、可能な限り協会組織のいずれかに所属し、民主的な協議において決
定された方針に従い、活動の充実に資するよう努めるものとする。

第四号議案 別紙7

第五号議案 役員改選

令和6年度役員（案 任期令和7年4月13日）

役職名	氏名	役職名	氏名
顧問	円城寺 紘征		
会長	中川 喜久治	会長代行	
副会長	根本 正裕	理事長	大塚 雅俊
副理事長			
理事	和智 脩	理事	
理事	横山 雄司		
監事	大谷 安志	監事	
事務局長	横山 雄司（兼任）		

第六号議案 規約改正

別紙8のとおり